

藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若年者の移住及び定住を促進するため、仲良し夫婦移住定住促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仲良し夫婦移住定住促進事業 取得事業、移転事業及び改修事業をいう。
- (2) 住宅 新築住宅及び中古住宅をいう。
- (3) 新築住宅 藤枝市内の人の居住の用に供したことの無い一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる一戸建て住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の半数を超えないものに限る。次号において同じ。）及び区分所有建物のうち居住を目的とする共同住宅の単一の住戸（次号において「マンション」という。）をいう。
- (4) 中古住宅 個人が自己のため所有していた昭和56年6月1日以降に建築された藤枝市内の一戸建て住宅及びマンションをいう。
- (5) 仲良し夫婦 子どもがいない夫婦（静岡県パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓者を含む。）をいう。
- (6) 取得事業 仲良し夫婦が、住宅を建築又は購入し、当該住宅を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）とする事業をいう。
- (7) 移転事業 藤枝市外を住所とする仲良し夫婦が、取得事業により取得した住宅（以下「取得住宅」という。）を住所とするために当該藤枝市外の住所から移動する事業をいう。
- (8) 改修事業 中古住宅を購入（取得事業の対象となる中古住宅の購入に限る。）した仲良し夫婦が、当該中古住宅のキッチン、浴室若しくはトイレの設備本体の交換又は屋根若しくは外壁の補修等を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、仲良し夫婦のうち次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) それぞれの年齢が40歳未満で婚姻した夫婦であること。
- (2) それぞれの年齢が40歳未満の仲良し夫婦が仲良し夫婦移住定住促進事業を実施すること。
- (3) 仲良し夫婦移住定住促進事業の補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、藤枝市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと。
（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 取得事業 住宅の建築又は購入に要した経費
- (2) 移転事業 移動に要した経費
- (3) 改修事業 中古住宅の改修に要した経費

2 補助額は、補助対象経費の2分の1で次に掲げる額を上限額とする。この場合において、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 取得事業 30万円（取得住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外であった仲良し夫婦にあっては50万円）
- (2) 移転事業 5万円（取得住宅を住所とする直前の住所が静岡県外であった仲良し夫婦にあっては20万円）
- (3) 改修事業 30万円
（交付回数の制限）

第5条 仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金は、事業ごと1世帯当たり1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 取得事業及び移転事業について補助金の交付を受けようとする者は、次項及び第3項に掲げる書類を添えて補助金（取得事業・移転事業）交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第4項の申請をするために既に提出している場合は、この限りではない。

2 取得事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 取得住宅に係る契約書類のうち、住宅の所在地、契約金額及び契約者名が確認できるものの写し
- (2) 取得住宅が居住の用に供する建物であることが確認できる書類
- (3) 取得住宅の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 移転事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに規定する書類（移転事業に係る補助金申請のみをする場合に限る。）
- (2) 取得住宅への移動に要した費用の見積書及び領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 改修事業について補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金（改修事業）交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第1項の申請をするために既に提出している場合は、この限りではない。

- (1) 第2項第1号から第3号までに規定する書類
- (2) 改修工事に要した費用の見積書及び領収書の写し
- (3) 改修工事対象箇所の工事前後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 第1項及び前項の規定による申請は、住宅を建築した場合にあっては取得住宅の建築日、住宅を購入した場合にあっては取得住宅の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により通知する。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の特例）

第9条 第6条第1項及び第4項の規定による申請は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第3条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 9 日告示第 1 5 1 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金交付要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日告示第 9 7 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（廃止）

2 藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金交付事務取扱要領（令和元年藤枝市告示第 47 号）は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第 1 0 1 - 9 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際、現に作成されているこの告示による改正前の藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金交付要綱の様式については、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金（取得事業・移転事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

申請者 住所

氏名

電話番号

藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を見ることがあります。

1 交付申請額 (①+②) 円	内訳	(1) 取得事業 円 (①)
		(2) 移転事業 円 (②)
2 取得事業		
(1) 購入した住宅の別 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅		
(2) 住宅取得額 円		
(3) 取得場所 藤枝市		
(4) 建築年月日 年 月 日		
(5) 引渡日（建売住宅又は中古住宅を購入した場合） 年 月 日		
(6) 同居者 人		
(7) 申請額 <input type="checkbox"/> 市内転居 藤枝市 から転居 (2)の額×2分の1 = <input type="checkbox"/> 円 (上限300,000円) <input type="checkbox"/> 市外転入 から転入 (2)の額×2分の1 = <input type="checkbox"/> 円 (上限500,000円)		
3 移転事業		
引越費用	支払額	円・・・a
	補助対象外経費	円・・・b
	補助対象経費 (a-b)	円・・・c
	Cの額×2分の1 <input type="checkbox"/>	円※1,000円未満切捨て
	上限 <input type="checkbox"/> 静岡県外から転入した場合 200,000円 <input type="checkbox"/> 静岡県内他市町から転入した場合 50,000円	
4 誓約事項		
<input type="checkbox"/> 住宅の取得に関し、藤枝市が実施する他の補助金の交付を受けたことはありません。		

第2号様式（第6条関係）

藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金（改修事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金（改修事業）の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を見ることがあります。

1	交付申請額	円（2の(6)の額の2分の1 上限500,000円）※1,000円未満切捨て
2	改修工事に要した経費 (補助対象経費)	(1) キッチン 円
		(2) 浴室 円
		(3) トイレ 円
		(4) 屋根 円
		(5) 外壁 円
		(6) 合計 円
3	中古住宅の所在地	藤枝市
4	中古住宅の建築年月日	年 月 日
5	中古住宅の引渡日	年 月 日
6	同居者	人
7	誓約事項	<input type="checkbox"/> 中古住宅の改修に関して、市の実施する他の補助金の交付を受けたことはありません。

第 3 号様式（第 7 条関係）

藤枝市仲良し移住定住促進事業費補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

年 月 日付けで申請のあった藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金について、次のとおり交付を決定し、確定しましたので通知します。

1 交付決定及び確定額 金 円

【内訳】

- (1) 取得事業 金 円
- (2) 移転事業 金 円
- (3) 改修事業 金 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
氏 名 印

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	